

豊川市難聴高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴力低下によりコミュニケーションがとりにくいために日常生活上に支障がある難聴高齢者の生活の質及び認知機能の低下並びに閉じこもりを予防し、社会参加及び地域交流を支援することで高齢者福祉の増進に資するため、予算の範囲内で補聴器購入を助成する豊川市難聴高齢者補聴器購入費助成事業（以下「事業」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 豊川市内に住所を有する65歳以上の者
- (2) 両耳の聴力レベルがそれぞれ25デシベル以上の者であって、聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない者
- (3) 身体障害者福祉法第15条に規定する耳鼻咽喉科の指定医師（以下「医師」という。）により、聴力低下のため日常生活に支障があり、補聴器の使用が必要であることが証明されている者
- (4) その属する世帯の全員が、申請のあった月の属する年度（申請をする日の属する月が4月から6月までの間にあつては、当該年度の前年度）の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第81号）の規定による市町村民税をいう。以下同じ。）が非課税である者

2 前項の規定にかかわらず、すでに本要綱又は他の公費助成制度による助成を受けた補聴器を購入し、当該助成の決定日から5年を経過していない者については、新たな購入のための助成の対象としない。

(助成の内容)

第3条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げるいずれにも該当する補聴器の本体価格とする。ただし、補聴器本体価格の値引きがあつたときは、当該値引き後の価格とする。

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定による医療機器に該当する新品のもの
- (2) 対面による直接販売を行う補聴器販売店にて購入したもの
- (3) 第6条の規定により交付の決定を受けた後に購入したもの

(助成額)

第4条 助成の額は、助成対象経費の2分の1を乗じて得た額とし、3万円を上限とする。

2 助成の額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。

(申請)

第5条 助成を希望する者(以下「申請者」という。)は、申請に際し、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 豊川市難聴高齢者補聴器購入費助成金交付申請書(様式第1号)

(2) 豊川市難聴高齢者補聴器購入費助成についての意見書(様式第2号)

(3) 申請者が購入を予定している補聴器の見積書

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、その年度の4月1日から翌年2月末日までの期間に行わなければならない。

3 第1項第2号の意見書は、2条で定義する医師が作成したものとする。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、助成の必要があると認めた場合は豊川市難聴高齢者補聴器購入費助成金交付決定通知書(様式第3号)により、不相当と認めた場合は豊川市難聴高齢者補聴器購入費助成金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 前条の規定による助成金交付決定通知を受けた者は、当該決定に係る補聴器を購入したときは、交付申請日の属する年度の3月31日までに、市長に対し、豊川市難聴高齢者補聴器購入費助成金請求書(様式第5条)に当該補聴器に係る領収書の写しを添えて助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、内容を審査のうえ、相当と認めたときは、助成金を支払うものとする。

(用具の管理)

第8条 この要綱に基づいて助成を受けた者は、当該補聴器を目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反したときは、当該助成の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。